# シーンⅣ－６　温暖化防止間伐推進事業

## 事業目的

森林の持つ二酸化炭素吸収機能を十分に発揮させるため，健全な育成を促す間伐が不可欠ですが，林業を取り巻く情勢は厳しく手入れ不足の森林が増加しています。一方，京都議定書のルールでは適正に手入れがされた森林の吸収量だけを削減目標の達成に算入することとされています。

このため，間伐支援を強化し，温暖化防止を始めとする森林の公益的機能の向上を図ります。

## 事業効果

| | |
|---|---|
| $CO_2$年削減効果 | 6,560 t-$CO_2$ |

## 事業内容

平成25年度事業費　145,694千円

● 間　　伐　：若齢林（11～25年生）の初回間伐，または，生育不良や搬出条件が悪く，販売しても収入にならない間伐に対する補助

実施主体　市町村・森林組合・林業事業体等

［平成25年度］

事業量　約620ha

補助額　200,000円/ha以内

● 作業道整備　：上記の間伐を効率的に実施し，維持管理するために必要な作業道の整備に対する補助

実施主体　市町村・森林組合・林業事業体等

［平成25年度］

事業量　約9,900m

補助額　2,000円/m以内

間伐の実施

作業道の整備

**災害発生の恐れ**

風倒被害や土砂流出による森林機能の低下が懸念されます。

このままだと…

**現　状**

間伐の実施不足で林内が暗く，立木も細く下草も育たない状態の森林が多くあります。

**税導入後のイメージ**

林内が明るく，さまざまな生物が暮らすことができ，将来にわたり，森林の公益的機能の発揮が期待されます。